

足立区障がい福祉センター あしすと

社会リハビリテーション室

社会リハビリテーション室は、障害者総合支援法に基づく自立訓練事業所です。身体障がい者、高次脳機能障がい者、難病等の方々の社会生活力を高め、ご利用者一人ひとりに適した社会参加を支援いたします。

- 1 自分で決めて行動していく
- 2 できることを増やしていく
- 3 できたことを続けていく

ことをスローガンに日々取り組んでいます。



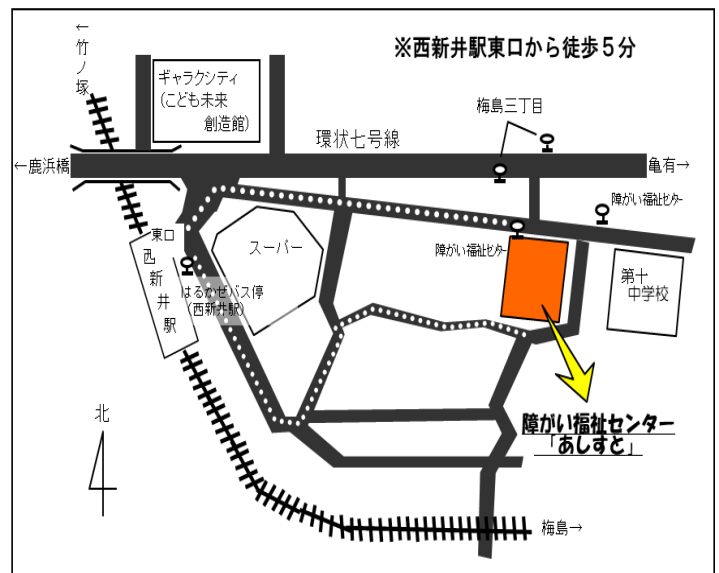
【問い合わせ先】

〒121-0816

東京都足立区梅島3-31-19

電話:03-5681-0131(代)

FAX:03-5681-0138(代)



社会リハビリテーション室の
ホームページのQRコードです。



足立区



【機能訓練】



1 対象となる方

区内在住の18歳以上65歳未満で、以下に当てはまる方

- (1) 身体障害者手帳を所持しており、社会リハビリテーションが必要な方
- (2) 障害者総合支援法における難病等があり、社会リハビリテーションが必要な方

※視覚障がい支援コースや聴覚障がい支援コースは65歳以上の方も利用可能です。

2 コースについて

コース種別	曜日	定員	通所期間
リハビリコース	月、水	25名	(最長)12か月
	火、木	25名	(最長)12か月
個別支援コース	金	5名	(最長)18か月
視覚障がい支援コース	金	5名	(最長)18か月
聴覚障がい支援コース	金	5名	(最長)18か月

【生活訓練】



1 対象となる方

区内在住の18歳以上65歳未満の方で、身体障害者手帳は所持していないが、高次脳機能障がいがあり、社会リハビリテーションが必要な方

※「高次脳機能障がい」と診断名が記載されている、診療情報提供書が必要です。

2 コースについて

コース種別	曜日	定員	通所期間
リハビリコース	月、水	8名	(最長)12か月
	火、木	8名	(最長)12か月
個別支援コース	金	5名	(最長)18か月

【訓練内容】

理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)、看護師(NS)、ソーシャルワーカー(SW)が、ご本人に必要な訓練・相談を行います(ご希望や状況に合わせて個別、小グループ、全体の活動を取り入れています)。

具体的には理学療法、作業療法、言語療法、日常生活動作訓練、家事動作訓練、外出訓練、趣味活動訓練、社会資源活用訓練、グループワーク、健康相談、栄養相談などを行っています。

【1日の流れ(例)】

- 10:30 集合 看護師による体調チェック
- 10:40 朝の会 テレビ体操
- 11:00 理学療法(下半身周り中心の手すり体操)
- 11:30 言語療法(グループコミュニケーション練習)
- 12:00 昼食
昼食を食べ終わった時間～13:30 昼休憩
- 13:30 作業療法(上半身周り中心の体操)
- 14:00 作業療法(創作活動やパソコン)
- 14:30 理学療法(器具を使った筋力トレーニングや歩行練習)
- 15:10 集合 休憩
- 15:25 帰りの会
- 15:30 終了 帰宅



【昼食】

施設内にある厨房で給食を作っており、希望者は利用出来ます。
給食費は所得に応じて1食あたり300円または400円がかかります。

【送迎】

自力で通所が困難な方は、送迎バスが利用出来ます。
(公共交通機関などでの通所にご不安な方はご相談ください)

【利用料】

所得に応じて上限が異なりますが、1回800円程度の自己負担金がかかります。

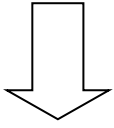
【その他】

- 1 医療リハビリテーション、介護保険などのサービスとの併用が可能です。
- 2 原則、延長や再通所は出来ません。
(終了後の他施設利用等の支援をいたします)
- 3 リハビリコースは、週1回の利用も可能です。
- 4 各コースは、半日の利用も可能です。



通所開始までの流れ

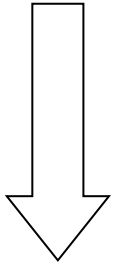
①相談受付(随時)



お気軽にお問合せください！
見学のみでも OK です。



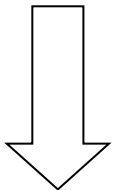
②見学・評価



社会リハビリテーション室の事業説明を受け、施設の見学をしていただきます。また、各専門職が、ご本人様のお身体や生活の状況について伺います。

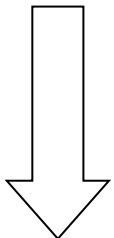
「診療情報提供書」や「リハビリサマリー」「おくすり手帳」が必要です。お持ちの方は「身体障害者手帳」や「精神保健福祉手帳」をご持参ください。

③利用検討会議



利用検討会議の中では評価を元に「社会リハビリテーション室の利用が適切か」「どのような支援が必要か」等の検討をし、結果をご連絡いたします。

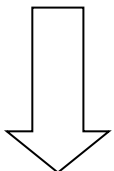
④障害者総合支援法の手続き等



障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス受給者証の利用申請をしていただきます。機能訓練の場合は障がい援護課、生活訓練の場合は保健センターが窓口となります。

介護保険対象外の方とケアプランが作成されていない方については、障害者総合支援法の「サービス等利用計画」の作成が必要となります。

⑤契約手続き



通所初日に契約手続きを行います。

「印鑑」「障害福祉サービス受給者証」をご用意ください。

⑥利用開始



このパンフレットのイラスト
は当事業所ご利用の方が
作成しました!!